

議員提出第5号

水道事業の施設整備に対する支援の拡充、財源確保を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年6月14日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 岩田 京子

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 加藤 克明 様

提案理由 口頭

## 水道事業の施設整備に対する支援の拡充、財源確保を求める意見書

水道は国民の日常生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであり、その普及率は、97.9%まで達し、これまでの拡張整備を前提とした時代から、既存の水道施設を持続可能なものにしていくことが求められる時代に変化してきている。

現在、水道事業を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された老朽施設の更新や耐震化事業の遅れが大きな課題となっている。また、ハード面での課題に加え、給水需要の減少等による収益の低下や水道事業に携わる職員の技術の維持なども大きな課題となっている。

水道は国民生活や産業活動に不可欠なものとなっているが、近年、全国では地震や豪雨などにより水道管や施設が破損し、断水したことにより住民生活に大きな支障が生じたところである。このような様々な課題を抱えており、早急な対策が求められる。

よって、国におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、水道事業の施設の維持、更新事業を強化し、将来にわたり持続可能なものとするため、次の措置を講ずることを強く求める。

### 記

1. 国民の命を守るインフラ施設である水道施設の更新・維持・管理のため、水道施設整備に係る国庫補助所要額を確保するとともに、現行の補助要件の緩和を行うこと。
2. 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、適切な資産管理の推進、財政基盤の確保、技術力等を有する人材の育成・確保等の推進に関する支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月14日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣